

令和4年度 伊是名村国民健康保険収納対策緊急プラン

1 滞納状況の解消及び納期内納付の勧奨

(1) 他保険加入者の発見に努め、早期資格喪失届の提出を勧奨すること

(2) 他保険からの加入又は他保険への加入の際の手続き方法等を周知し、加入届や資格喪失届の提出を勧奨すること

村内各事業所と連携を密にし、他保険からの加入又は他保険への加入状況の把握に努め、国保取得喪失届を勧奨する。また、加入・喪失届の遅延者に対して、村広報紙等を活用し、加入手続き及び遡及賦課の周知徹底を図る。

(3) 納期内納付の強化

税徴収主管課及び使用料等徴収業務に携わる部署との連携を密にし、各字公民館での集合徴収時に納期内納付の勧奨に努めることや、納付書発送時にチラシ等を配布し、納期内納付を推進していく。納期限が過ぎたら督促通知を実施する。

(4) 時効完成前の納入勧奨、時効完成後の不納欠損処理の実施

時効完成前世帯について優先的に戸別訪問を行い、時効前納付の勧奨を行う。時効後については、年度末一括不納欠損処理を実施する。

(5) 長期滞納者の財産調査及び差し押さえ業務等の実施。

村税担当課との連携により、共同催告、財産調査の実施等を行うとともに預貯金等の差し押さえを実施する。

(6) 居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務の実施。

長期滞納者について、居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領に基づく調査の実施により、資格の適正処理に努める。

2 人員の増員等の取り組みについて

(1) 関連部署との連絡調整できる組織・体制づくりの強化。

滞納問題を全庁的な問題として捉える必要から、各種税及び使用料等徴収業務に携わる部署と緊密な連携を図り、効果的な徴収を図る。

国保相談員を設置し、制度の普及、納付相談、口座振替推進等、国保全般に関する相談に、『気軽に声かけできる窓口づくり』の確立。

3 徴収方法の改善等の取り組みについて

(1) 短期証及び資格証明書の発行を実施

短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。また、納付指導に応じなかった者には要綱に基づいて資格証明書を交付する。

また、療養費等の現金給付、村からの各種現金給付及び各種還付金等申請時に、窓口で国保税への納付指導を行う。(事前に情報が得られるよう、全庁的に協力体制を強化する)

(2) 口座振替の勧奨を実施

口座振替の推進は収納力向上に大きく寄与するものである。特に本村のような昼間不在世帯の多い現状にあっては、口座振替は、効率的な収納業務の推進を図る上でもっとも効果的である。今後は口座振替を国保の最重要課題として位置づけ、国保相談員を配置し、一層の取り組み強化を図り 95%達成を目指す。

国保相談員、国保担当が世帯を訪問、指導、申請代行を行うほか、村内金融機関への勧奨依頼、村広報紙、世帯への勧奨通知等を行い、口座振替推進を最重要課題として推進を行う。

(3) 被保険者が納付しやすい体制づくり

村の年間における徴収率は、村の地域特性から農業収入、漁業収入の見込まれる、翌年 1～3 月が突出し、特に更新時である 3 月に一括納付することが慣例となっているが、納付額が高額となるため被保険者の負担となっている。今後は、従来の慣例をあらため、農漁業収入の見込まれない月においても口座振替による分納納付を促し、被保険者の納付に係る負担の軽減を図る。

(4) 収納強化週間・月間を実施

各納期ごとに収納強化を推進する。

2月、3月、5月を収納強化月間と位置づけ、夜間電話催促、夜間訪問徴収等(年末12月～3月)を組み合わせた効果的な徴収に努める。

さらに、毎月第4週を収納強化週間とし、各種税及び使用料等徴収業務関連部署と各字集合徴収を実施する。

4 滞納処分の実施について

- (1) 滞納者が転出した場合は、転出先住所での居住確認及び財産調査を行う。
- (2) 財産調査を行い、資力の確認に努める。
- (3) 預貯金・給与・不動産・国税還付金等の調査を行い、滞納処分を実施する。
- (4) 実態調査・財産調査・滞納処分等により徴収できないと判断した場合は、滞納処分の執行停止を検討する。